



鳥取県公報

令和5年3月15日（水）
号外第17号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（13）（住まいまちづくり課）・・・6
	鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例（14）（〃）・・・7
	鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例（15）（森林づくり推進課）・・・9
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
	（16）（会計指導課）・・・10
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（17）（〃）・・・14
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
	（18）（病院局総務課）・・・22
	鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例
	（19）（教育委員会事務局高等学校課）・・・23
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例
	（20）（警察本部交通企画課）・・・24
	鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の
	一部を改正する条例（21）（警察本部交通規制課）・・・25

———公布された条例のあらまし———

◇鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

建築基準法の一部が改正され、住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等で交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと特定行政庁が認めたものについては、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	単位	金額
建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものの認定	1件につき	27,000円
第一種低層住居専用地域等において、太陽光など再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものについて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めてする許可	1件につき	160,000円

(2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

◇鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

大規模店舗の立地について、より適切な場所への誘導を図るため道路交通の状況に係る要件を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 大規模店舗の設置に係る要件のうち、その敷地から2キロメートル以内の区域における道路交通の状況に係るものを、集客時飽和度が、サイクル長から損失時間を減じた時間をサイクル長で除して得た値（現行平日及び休日ともに0.9）未満であることとする。

(2) 大規模店舗の設置届に関する規定中引用する農地法の条項を改める。

(3) 施行期日は、令和5年4月1日とする(2)に関する事項を除き、公布の日とする。

◇鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

森林法施行令の一部が改正され、都道府県知事の許可を要する開発行為の範囲が改められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 開発行為の定義について、所要の規定の整理を行う。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県内における医師の確保を図るため、医師養成確保奨学金の貸付けの対象者に学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）の学生を加えることに伴い、同奨学金の返還に係る債務の免除条件について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 自治医科大学で医学を専攻する者で将来知事が勤務を命ずる県内病院等（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに貸し付けられた医師養成確保奨学金については、自治医科大学を卒業した日から起算して2年以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して医師養成確保奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超えるときは、6年）を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務に従事したときは、その返還を免除することができるものとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部が改正され、低炭素建築物新築等計画の認定申請の単位が改められたこと、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に簡易な評価方法（以下「簡易評価法」という。）が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画に関し、建築物全体を単位として認定する場合に加え、建築物のうち住宅部分又は非住宅部分を単位として認定する場合の手数料について定める。
- (2) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

区分		単位	金額
ア 簡易評価法による低炭素建築物新築等計画の認定			
(ア) 住宅の用に供する部分	戸数が1戸	1件につき	16,000円
	戸数が2戸以上5戸以下	1件につき	31,000円
	戸数が6戸以上10戸以下	1件につき	44,000円
	戸数が11戸以上25戸以下	1件につき	65,000円
	戸数が26戸以上50戸以下	1件につき	97,000円
	戸数が51戸以上100戸以下	1件につき	146,000円
	戸数が101戸以上200戸以下	1件につき	209,000円
	戸数が201戸以上300戸以下	1件につき	269,000円
	戸数が301戸以上	1件につき	305,000円
(イ) 共同住宅の共用部分	床面積が300平方メートル以下	1件につき	44,000円
	床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1件につき	78,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1件につき	144,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1件につき	198,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1件につき	243,000円
	床面積が2,500平方メートル超	1件につき	291,000円
イ 簡易評価法による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定			
(ア) 一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満	1件につき	16,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上	1件につき	17,000円
(イ) 一戸建て	床面積の合計が300平方メートル未満	1件につき	30,000円

の住宅 以外の 住宅の 用に供 する部 分	床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき	52,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき	94,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件につき	143,000円

(3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料について定めた規定中引用する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名を改める。

(4) 施行期日は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日とする(3)に関する事項を除き、公布の日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県立厚生病院における診療体制の専門化等を図るため、病院で標榜する診療科に胸部外科を加える。

2 条例の概要

(1) 県立厚生病院で標榜する診療科名に胸部外科を加える。

(2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

◇鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

学齢期を経過した者であって、不登校、病気その他の理由により学校における就学の機会を享受できなかったもの等に対し、個々の状況に応じた就学の機会を提供するため、夜間その他特別な時間において授業を行う県立中学校を新設する。

2 条例の概要

(1) 新たに鳥取県立まなびの森学園を鳥取市に設置する。

(2) 施行期日は、令和5年10月1日とする。

◇鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

道路交通法の一部が改正され、特定自動運行を行おうとする者は公安委員会の許可を受けなければならないこととされたこと等に伴い、これらの新たな事務について新たに手数料を徴収する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料	
	単位	金額
特定自動運行の許可	1件につき	79,200円
特定自動運行計画の変更の許可	1件につき	78,500円

(2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

◇鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進を図るために設ける信号機の基準について、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車又は自転車（現行 歩行者又は自転車）が道路を横断することができる間は、車両等の交通整理を行う信号機のいずれもが当該道路を通行できる信号を表示しないものとする。
- (2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

条 例

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>別表第3（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>14 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可</td> <td style="text-align: center;">1件につき 160,000円</td> </tr> <tr> <td>14の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく認定</td> <td style="text-align: center;">1件につき 27,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>19 <u>法第55条第3項又は第4項各号</u>の規定に基づく許可</td> <td style="text-align: center;">1件につき 160,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	金額	略		14 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき 160,000円	14の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく認定	1件につき 27,000円	略		19 <u>法第55条第3項又は第4項各号</u> の規定に基づく許可	1件につき 160,000円	略		備考 略		<p>別表第3（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>14 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可</td> <td style="text-align: center;">1件につき 160,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>19 <u>法第55条第3項各号</u>の規定に基づく許可</td> <td style="text-align: center;">1件につき 160,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	金額	略		14 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき 160,000円	略		19 <u>法第55条第3項各号</u> の規定に基づく許可	1件につき 160,000円	略		備考 略	
事務	金額																														
略																															
14 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき 160,000円																														
14の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく認定	1件につき 27,000円																														
略																															
19 <u>法第55条第3項又は第4項各号</u> の規定に基づく許可	1件につき 160,000円																														
略																															
備考 略																															
事務	金額																														
略																															
14 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき 160,000円																														
略																															
19 <u>法第55条第3項各号</u> の規定に基づく許可	1件につき 160,000円																														
略																															
備考 略																															

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(設置届) 第8条 略 2・3 略 4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は同法 <u>第4条第1項第7号</u> 若しくは <u>第5条第1項第6号</u> の規定による届出 (4) 略 5 略 別表第1（第3条、第8条関係）		(設置届) 第8条 略 2・3 略 4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は同法 <u>第4条第1項第8号</u> 若しくは <u>第5条第1項第7号</u> の規定による届出 (4) 略 5 略 別表第1（第3条、第8条関係）	
総床面積が 10,000平方メートルを超える規模	1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの（以下「主要交差点」という。）がある場合にあっては、その集客時飽和度（大規模店舗に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値	総床面積が 10,000平方メートルを超える規模	1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの（以下「主要交差点」という。）がある場合にあっては、その集客時飽和度（大規模店舗に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値

	をいう。以下同じ。)が、 <u>サイクル長</u> (当該主要交差点において信号表示が一巡する時間をいう。) から <u>損失時間</u> (サイクル長のうち実質的に通行できない時間をいう。) を減じた時間をサイクル長で除して得た値 (以下「 <u>集客時飽和度上限値</u> 」という。) 未 <u>満</u> であること。		をいう。以下同じ。)が <u>平日</u> 及び休日ともに <u>0.9を超えない</u> こと。
総床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の規模	1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 主要交差点がある場合にあっては、その集客時飽和度が、 <u>集客時飽和度上限値未</u> 満であること。	総床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の規模	1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 主要交差点がある場合にあっては、その集客時飽和度が <u>平日及び休日ともに0.9を超えない</u> こと。
総床面積が1,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の規模	1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 主要交差点がある場合にあっては、その集客時飽和度が、 <u>集客時飽和度上限値未</u> 満であること。	総床面積が1,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の規模	1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 主要交差点がある場合にあっては、その集客時飽和度が <u>平日及び休日ともに0.9を超えない</u> こと。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第4項第3号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に改正前の鳥取県大規模店舗立地誘導条例第8条第1項の規定による届出があった大規模店舗の設置については、なお従前の例による。

鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例

鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 開発行為 法第10条の2第1項に規定する開発行為 <u>(行為としての一体性を有するものとして規則で定めるものを含む。)</u> をいう。 (2)～(8) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 開発行為 法第10条の2第1項に規定する開発行為 <u>(1ヘクタールを超える森林を開発する行為 (行為としての一体性を有するものを含む。)に限る。)</u> をいう。 (2)～(8) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲		免除の範囲	
略				略			
医 師 養 成 確 保 奨 学 金	<p>県内における医師の確保を図るため、大学において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）<u>（学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）において医学を専攻する者</u>にあっては、将来知</p>	<p>1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまで</p>	債務の全部	医 師 養 成 確 保 奨 学 金	<p>県内における医師の確保を図るため、大学<u>（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）</u>において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸</p>	<p>1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまで</p>	債務の全部

<p><u>事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。））</u>において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>に、免除条件期間以上、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に従事したとき（<u>自治医科大学を卒業した者</u>にあつては、<u>自治医科大学を卒業した日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して医師養成確保奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超えるときは6年とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が</u></p>	<p>し付ける資金</p>	<p>に、免除条件期間以上、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に従事したとき。</p>
---	--	---------------	--

		<p><u>必要と認めたと</u> <u>きは知事はその</u> <u>都度定める期間</u> <u>とする。)</u>を県 職員として、勤 務命令病院等に おいて医師の業 務（<u>医師として</u> <u>県職員に採用さ</u> <u>れた日から臨床</u> <u>研修を修了する</u> <u>日までの間に</u> <u>あつては、当該</u> <u>研修。以下この</u> <u>項において同</u> <u>じ。)</u>に従事し たとき)。</p>			
		略			略
		略			略
緊急 医師 確保 対策 奨学 金	<p>県内にお ける医師の 確保を図る ため、鳥取 大学におい て医学を専 攻する者 (緊急医師 確保対策に 基づき設置 される特別 の入学枠に より入学し た者に限 る。)で、 将来勤務命 令病院等に おいて医師 の業務に従 事しようと するもの に対して貸し 付ける資金</p>	略	緊急 医師 確保 対策 奨学 金	<p>県内にお ける医師の 確保を図る ため、鳥取 大学におい て医学を専 攻する者 (緊急医師 確保対策に 基づき設置 される特別 の入学枠に より入学し た者に限 る。)で、 将来<u>知事が</u> <u>勤務を命ず</u> <u>る県内の病</u> <u>院又は県内</u> <u>の普通地方</u> <u>公共団体が</u> <u>設立する診</u> <u>療所(以下</u> <u>「勤務命令</u> <u>病院等」と</u> <u>いう。)</u>に</p>	略

			おいて医師 の業務に従 事しようと するものに 対して貸し 付ける資金	
略			略	
備考 1～4 略 5 <u>医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄の規定による県職員としての業務に従事した期間の計算については、自治医科大学を卒業した医師の婚姻に関して都道府県が締結する協定に基づき県外の医療機関において当該他の都道府県の職員としての業務に従事した期間を加えるものとする。</u>			備考 1～4 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例本則の表医師養成確保奨学金の項の規定は、令和5年度以後に医師養成確保奨学金の貸付けの決定を受けた者（この条例の施行の日において学校法人自治医科大学に在学する者を除く。）に係る債務について適用する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315の4) 略</p> <p>(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 次の(ア)に掲げる部分及び(ウ)に掲げる部分を有する建築物に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額</p> <p>(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。） 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>			<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315の4) 略</p> <p>(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額</p> <p>(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。） 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		
区分	金額		区分	金額	
	低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類とし	簡易評価法の場合 適合証の添付がある場合		低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合

	て知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合（簡易な評価方法として知事が定めるものによって認定する場合（以下この号、第315号の7から第315号の9まで及び第315号の11において「簡易評価法の場合」という。）を除く。）					
1戸	1件につき32,000円	1件につき16,000円	1件につき4,000円	1戸	1件につき32,000円	1件につき4,000円
2戸以上5戸以下	1件につき64,000円	1件につき31,000円	1件につき9,000円	2戸以上5戸以下	1件につき64,000円	1件につき9,000円
6戸以上10戸以下	1件につき91,000円	1件につき44,000円	1件につき16,000円	6戸以上10戸以下	1件につき91,000円	1件につき16,000円
11戸以上25戸以下	1件につき128,000円	1件につき65,000円	1件につき27,000円	11戸以上25戸以下	1件につき128,000円	1件につき27,000円
26戸以上50戸以下	1件につき184,000円	1件につき97,000円	1件につき43,000円	26戸以上50戸以下	1件につき184,000円	1件につき43,000円

51戸以上100戸以下	1 件 に つ き 262,000円	1 件 に つ き 146,000円	1 件 に つ き 76,000円
101戸以上200戸以下	1 件 に つ き 357,000円	1 件 に つ き 209,000円	1 件 に つ き 122,000円
201戸以上300戸以下	1 件 に つ き 467,000円	1 件 に つ き 269,000円	1 件 に つ き 153,000円
301戸以上	1 件 に つ き 548,000円	1 件 に つ き 305,000円	1 件 に つ き 163,000円

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	適合証の添付がない場合 (簡易評価法の場合を除く。)	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件 に つ き 101,000円	1 件 に つ き 44,000円	1 件 に つ き 9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1 件 に つ き 169,000円	1 件 に つ き 78,000円	1 件 に つ き 27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1 件 に つ き 262,000円	1 件 に つ き 144,000円	1 件 に つ き 76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1 件 に つ き 336,000円	1 件 に つ き 198,000円	1 件 に つ き 120,000円
10,000平方メ	1 件 に	1 件 に	1 件 に

51戸以上100戸以下	1 件につき262,000円	1 件 に つ き 76,000円
101戸以上200戸以下	1 件につき357,000円	1 件 に つ き 122,000円
201戸以上300戸以下	1 件につき467,000円	1 件 に つ き 153,000円
301戸以上	1 件につき548,000円	1 件 に つ き 163,000円

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (共用部分の性能を低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、0円)

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件につき101,000円	1 件 に つ き 9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1 件につき169,000円	1 件 に つ き 27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1 件につき262,000円	1 件 に つ き 76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1 件につき336,000円	1 件 に つ き 120,000円
10,000平方メ	1 件につき403,000円	1 件 に

一トルを超え、25,000平方メートル以下	つ き 403,000円	つ き 243,000円	つ き 153,000円
25,000平方メートル超	1 件 に つ き 469,000円	1 件 に つ き 291,000円	1 件 に つ き 190,000円

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	適合証の添付がない場合 (簡易評価法の場合を除く。)	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件 に つ き 224,000円	1 件 に つ き 82,000円	1 件 に つ き 9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1 件 に つ き 358,000円	1 件 に つ き 139,000円	1 件 に つ き 27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1 件 に つ き 509,000円	1 件 に つ き 224,000円	1 件 に つ き 76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1 件 に つ き 623,000円	1 件 に つ き 292,000円	1 件 に つ き 120,000円
10,000平方メ	1 件 に	1 件 に	1 件 に

一トルを超え、25,000平方メートル以下		つ き 153,000円
25,000平方メートル超	1 件 につき 469,000円	1 件 に つ き 190,000円

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件 につき 224,000円 (簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合 (以下この号、第315号の7から第315号の9まで及び第315号の11において「簡易評価法の場合」という。)は、82,000円)	1 件 に つ き 9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1 件 につき 358,000円 (簡易評価法の場合 は、139,000円)	1 件 に つ き 27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1 件 につき 509,000円 (簡易評価法の場合 は、224,000円)	1 件 に つ き 76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1 件 につき 623,000円 (簡易評価法の場合 は、292,000円)	1 件 に つ き 120,000円
10,000平方メ	1 件 につき 737,000円	1 件 に

一トルを超え、25,000平方メートル以下	つき 737,000円	つき 352,000円	つき 153,000円
25,000平方メートル超	1 件につき 841,000円	1 件につき 413,000円	1 件につき 190,000円

イ～エ 略

(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～エ 略

(315の8) 略

(315の9) 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるも	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合

一トルを超え、25,000平方メートル以下	(簡易評価法の場合は、352,000円)	つき 153,000円
25,000平方メートル超	1 件につき841,000円 (簡易評価法の場合は、413,000円)	1 件につき 190,000円

イ～エ 略

(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～エ 略

(315の8) 略

(315の9) 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合		適合証の添付がある場合

	の（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合					
1 一戸建ての住宅					1 一戸建ての住宅	
(1) 床面積の合計が200平方メートル未満	1 件につき 31,000円	1 件につき 16,000円	1 件につき 4,000円		1 件につき31,000円	1 件につき 4,000円
(2) 床面積の合計が200平方メートル以上	1 件につき 35,000円	1 件につき 17,000円	1 件につき 4,000円		1 件につき35,000円	1 件につき 4,000円
2 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第35条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。）					2 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第35条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。）	
(1) 床面積の合計が300平方メートル未満	1 件につき 63,000円	1 件につき 30,000円	1 件につき 9,000円		1 件につき63,000円	1 件につき 9,000円
(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、	1 件につき 105,000円	1 件につき 52,000円	1 件につき 18,000円		1 件につき105,000円	1 件につき 18,000円

2,000平方メートル未満			
(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1 件につき 180,000円	1 件につき 94,000円	1 件につき 41,000円
(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上	1 件につき 257,000円	1 件につき 143,000円	1 件につき 74,000円

2,000平方メートル未満		
(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1 件につき180,000円	1 件につき 41,000円
(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上	1 件につき257,000円	1 件につき 74,000円

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	適合証の添付がない場合	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1 件につき 208,000円	1 件につき 80,000円	1 件につき 9,000円
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1 件につき 337,000円	1 件につき 134,000円	1 件につき 25,000円
3 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1 件につき 481,000円	1 件につき 216,000円	1 件につき 74,000円
4 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1 件につき 592,000円	1 件につき 282,000円	1 件につき 116,000円

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1 件につき208,000円 (簡易評価法の場合は、80,000円)	1 件につき 9,000円
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1 件につき337,000円 (簡易評価法の場合は、134,000円)	1 件につき 25,000円
3 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1 件につき481,000円 (簡易評価法の場合は、216,000円)	1 件につき 74,000円
4 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1 件につき592,000円 (簡易評価法の場合は、282,000円)	1 件につき 116,000円

5	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1 件につき700,000円	1 件につき339,000円	1 件につき147,000円	5	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1 件につき700,000円 (簡易評価法の場合は、339,000円)	1 件につき147,000円
6	25,000平方メートル以上	1 件につき799,000円	1 件につき398,000円	1 件につき184,000円	6	25,000平方メートル以上	1 件につき799,000円 (簡易評価法の場合は、398,000円)	1 件につき184,000円
イ・ウ 略 (315の10)～(328) 略 2 略					イ・ウ 略 (315の10)～(328) 略 2 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第315号の7の改正規定は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第18号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(経営の基本) 第2条 略 2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。				(経営の基本) 第2条 略 2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科名	病床の種別及び病床数	名称	位置	診療科名	病床の種別及び病床数
略				略			
鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 脳神経内科 消化器外科 胸部外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 麻酔科	一般病床 300床 感染症病床 4床	鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 脳神経内科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 麻酔科	一般病床 300床 感染症病床 4床

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第19号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立高等学校、<u>鳥取県立特別支援学校及び鳥取県立中学校</u>の設置について定めることを目的とする。</p> <p>(鳥取県立特別支援学校の設置)</p> <p>第3条 略</p> <p>(<u>鳥取県立中学校の設置</u>)</p> <p>第4条 <u>鳥取県立中学校を次のとおり設置する。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立まなびの森学園</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取県立まなびの森学園	鳥取市	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立高等学校<u>及び鳥取県立特別支援学校</u>の設置について定めることを目的とする。</p> <p>(鳥取県立特別支援学校の設置)</p> <p>第3条 略</p>
名称	位置				
鳥取県立まなびの森学園	鳥取市				

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第20号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(31の8) 略 <u>(31の9) 道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可 1件につき79,200円</u> <u>(31の10) 道路交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可 1件につき78,500円</u> (32)～(70) 略 2 略	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(31の8) 略 (32)～(70) 略 2 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第21号

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例（平成24年鳥取県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において歩行者用青信号を表示する信号機及び当該信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（<u>遠隔操作により道路を通行しているものに限る。</u>）又は自転車が道路を横断することができる間は、当該交差点における車両又は路面電車の交通整理を行う信号機のいずれもが当該車両又は路面電車に対して当該道路を通行できる信号を表示しないもの</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において歩行者用青信号を表示する信号機及び当該信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる間は、当該交差点における車両又は路面電車の交通整理を行う信号機のいずれもが当該車両又は路面電車に対して当該道路を通行できる信号を表示しないもの</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。